

行政手続等のオンライン化状況調査（総括表）

（資料4）

府省等名：宮内庁

公表先のURL： <http://www.kunaicho.go.jp>

単位：件

1 国の行政機関が扱う手続

	全手続の種類数	全手続の年間申請等件数 a	オンライン化状況					オンライン手続利用件数 c	オンライン利用率(%)		昨年調査において平成20年度までにオンライン化した手続として公表・報告した手続のうち、手続の改廃に伴い、今回公表・報告しないこととなった手続数
			平成21年度までにオンライン化した手続	うち停止等している手続を除いた手続数	オンライン化済み手続の年間申請等件数	オンライン化を予定している手続数	オンライン化の停止を予定している手続数		全手続におけるオンライン利用率	オンライン化済み手続における利用率	
			b		c/a × 100				c/b × 100		
申請・届出等手続	93	400	1	1	201	7	0	73	18.25	36.32	0
表1	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00	0.00	0
表5	93	400	1	1	201	7	0	73	18.25	36.32	0
申請・届出等以外の手続	304	/	5	5	/	154	0	/	/	/	0
表2	0	/	0	0	/	0	0	/	/	/	0
表5	304	/	5	5	/	154	0	/	/	/	0

2 独立行政法人等が扱う手続

	全手続の種類数	全手続の年間申請等件数 a	オンライン化状況					オンライン手続利用件数 c	オンライン利用率(%)		昨年調査において平成20年度までにオンライン化した手続として公表・報告した手続のうち、手続の改廃に伴い、今回公表・報告しないこととなった手続数	
			平成21年度までにオンライン化した手続	うち停止等している手続を除いた手続数	オンライン化済み手続の年間申請等件数	オンライン化を予定している手続数	オンライン化の停止を予定している手続数		オンライン化の実施方針の提示を行った手続	全手続におけるオンライン利用率		オンライン化済み手続における利用率
			b		c/a × 100					c/b × 100		
申請・届出等手続	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
表3												
表6												
申請・届出等以外の手続	0	/	0	0	/	0	0	/	/	/	0	
表4	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
表6	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	

- (注) 1 総括表には、表1～6の集計値を所定の欄に記入する。  
 2 オンライン化状況の「うち停止等している手続を除いた手続数」は、平成22年3月31日時点でオンライン化を停止、休止又は廃止している手続を除いた手続数。  
 3 オンライン利用率は、平成21年度中に停止、休止又は廃止した手続の件数を含む。  
 4 独立行政法人のオンライン化した手続数は、少なくとも1法人がオンライン化している手続の種類数。

表1 国の行政機関が扱う手続(申請・届出等手続)

手続名	根拠法令、根拠規定	利用促進対象手続	重点手続	利用システム名		手続の年間申請等件数		オンライン化状況					オンライン申請等件数		オンライン利用率(%)	備考	公的個人認証サービス導入状況						
								受付システム	処理システム	21年度	20年度	オンライン化実施年度					オンライン化済み手続の年間申請等件数	オンライン化の停止状況	オンライン化予定の有無	オンライン化停止予定の有無	電子署名の有無	(左記が○の場合)公的個人認証サービスの対応状況	備考
該当なし																							
手続数合計		0					0							0									

<記入要領>

手続名	原則、行政手続オンライン化法第2条第6号の「申請等」に該当するもの。なお、前回公表等において、告示に基づく手続を公表している場合は前回と同様の扱いとする。
根拠法令、根拠規定	当該手続の根拠法令、該当条項を記入。
利用促進対象手続	オンライン利用促進行動計画の対象手続に○印を付す。
重点手続	オンライン利用拡大行動計画における重点手続に○印を付す。
利用システム名	・申請・届出等を受け付けるシステム(例:e-Gov)及び受け付けたデータを処理するシステム(例:〇〇省汎用受付システム)のそれぞれについて記入(受付・処理を同一のシステムで行う場合は、同一のシステム名を記入)。 ・同一手続を複数のシステムで受け付けているものについては、当該複数システムの名称を記載。 ・申請・届出等受付システムによらず、電子メールで受け付けている手続については、「電子メール」と記載。ただし、特定業務システム等を送信先に指定している場合には、当該システムの名称を括弧付きで併記する。
手続の年間申請等件数	平成21年度の件数とする。(件数が「0」の場合も、空欄にせずに「0」を記入する。以下、件数を記入する欄は同様。) また、住民基本台帳ネットワークの活用により本人確認が可能として、本人からの申請・届出等手続を省略した手続については、「手続の年間申請等件数」欄に住民基本台帳ネットワークからの情報提供を受けた件数と住民基本台帳ネットワークからの情報提供以外の方法により申請・届出等が行われた手続を合算した件数を記入。
オンライン化実施年度	21年度までにオンライン化している手続の場合、オンライン化を実施した年度を記入。
オンライン化済み手続の年間申請等件数	オンライン化されている手続の場合、「手続の年間申請等件数」(21年度)の数字を再掲する。 手続の一部のみがオンライン化されている場合(オンライン利用が可能な地域が限定されている場合等)は、オンライン化されている部分のみの件数を記入する。
オンライン化の停止状況	前回調査時点においてオンライン化しており、平成22年3月31日時点においてオンライン化を停止している場合には○印を付し、備考欄に停止した年月日を記入する。
オンライン化予定の有無	オンライン化未実施の手続のうち、22年度以降、オンライン化する予定があるものには○印を付す。
オンライン化停止予定の有無	オンライン化済み手続のうち、22年度以降、オンライン化を停止する予定があるものには○印を付す。
オンライン申請等件数	・21年度のオンラインによる年間申請等件数(窓口等でデータ形式により提出される申請は対象外)を記入。 また、住民基本台帳ネットワークにより本人確認を行った件数はオンライン申請等件数に算入。 ・オンライン申請等1送信につき複数の申請等が含まれている場合がある手続のうち、送信回数しか計上できない手続については、その旨を備考欄に記載。 ・21年度中にオンライン化を停止した手続についても、オンライン化している期間に、オンラインにより受け付けた申請件数を記入する。
オンライン利用率	小数点以下3桁まで記入。(4桁目四捨五入)
備考	その他特記すべき事項について記入(行政手続のオンライン化について)。
電子署名の有無	申請・届出等の際、本人確認に電子署名を必要とする場合は○印、不要の場合は×印を付す。
公的個人認証サービスの対応状況	上記が○の場合、当該電子署名が公的個人認証サービスに対応している場合は○、対応していない場合は-を記入。
備考	その他特記すべき事項について記入(公的個人認証サービスの導入状況について)。

表2 国の行政機関が扱う手続(申請・届出等手続以外の手続)

手続名	根拠法令、根拠規定	法令種別	手続類型	利用システム名	オンライン化状況				備考
					オンライン化実施年度	オンライン化の停止状況	オンライン化予定の有無	オンライン化停止予定の有無	
該当なし									
手続数合計		0							

<記入要領>

手続名	原則、行政手続オンライン化法第2条第7号及び第8号の「処分通知等」及び「縦覧等」に該当するもの。ただし、「申請等」及び当該「申請等」に対する「処分通知等」については、本表の「申請・届出等手続以外の手続」に含めない。
根拠法令、根拠規定	当該手続の根拠法令、該当条項を記入。
法令種別	「1」が法律、「2」が政令(勅令を含む。 )、「3」が府省令、「4」が告示を表す。
手続類型	「1」が不服申立てに係る手続、「2」が準司法手続、「3」が処分(申請等に対する処分を除く。 )、「4」が行政指導、「5」が縦覧等、「6」が行政機関等間の手続、「7」がその他を表す。
利用システム名	・手続の受付を行っているシステムの名称を記載。 ・同一手続を複数のシステムで受け付けているものについては、当該複数システムの名称を記載。 ・申請・届出等受付システムによらず、電子メールで受け付けている手続については、「電子メール」と記載。ただし、特定業務システム等を送信先に指定している場合には、当該システムの名称を括弧付きで併記する。
オンライン化実施年度	21年度までにオンライン化している手続の場合、オンライン化を実施した年度を記入。
オンライン化の停止状況	前回調査時点においてオンライン化しており、平成22年3月31日時点においてオンライン化を停止している場合には○印を付し、備考欄に停止した年月日を記入する。
オンライン化予定の有無	オンライン化未実施の手続のうち、22年度以降、オンライン化する予定があるものには○印を付す。
オンライン化停止予定の有無	オンライン化済み手続のうち、22年度以降、オンライン化を停止する予定があるものには○印を付す。
備考	その他特記すべき事項について記入。

表3 独立行政法人等が扱う手続(申請・届出等手続)

手続名	根拠法令、根拠規定	オンライン化実施方策の提示		独立行政法人等名	利用システム名		オンライン化状況					オンライン申請等件数		オンライン利用率(%)	備考	公的個人認証サービス導入状況		
		実施時期(年度)	提示内容		受付システム	処理システム	オンライン化実施年度	オンライン化済み手続の年間申請等件数	オンライン化の停止状況	オンライン化予定の有無	オンライン化停止予定の有無	21年度	20年度			電子署名の有無	(左記が○の場合)公的個人認証サービスの対応状況	備考
		a	b		c	o/b×100												
該当なし																		
手続数合計		0					0		0				0					

<記入要領>

手続名	原則、行政手続オンライン化法第2条第6号の「申請等」に該当するもの。なお、前回公表等において、告示に基づく手続を公表している場合は前回と同様の扱いとする。
根拠法令、根拠規定	当該手続の根拠法令、該当条項を記入。
オンライン化実施方策の提示	各府省における、オンライン化実施方策の実施時期(年度)及びその提示内容について記入。
独立行政法人等名	該当する法人が複数ある場合は全て記載する。(多数の場合は欄外に別記する等でも可)
利用システム名	・申請・届出等を受け付けるシステム(例:e-Gov)及び受け付けたデータを処理するシステム(例:○省汎用受付システム)のそれぞれについて記入(受付・処理を同一のシステムで行う場合は、同一のシステム名を記入)。 ・同一手続を複数のシステムで受け付けているものについては、当該複数システムの名称を記載。 ・申請・届出等受付システムによらず、電子メールで受け付けている手続については、「電子メール」と記載。ただし、特定業務システム等を送信先に指定している場合には、当該システムの名称を括弧付きで併記する。
手続の年間申請等件数	平成21年度の件数とする。(件数が「0」の場合も、空欄にせず「0」を記入する。以下、件数を記入する欄は同様。)
オンライン化実施年度	21年度までにオンライン化している手続の場合、オンライン化を実施した年度を記入。
オンライン化済み手続の年間申請等件数	オンライン化されている手続の場合、「手続の年間申請等件数」(21年度)の数字を再掲する。 手続の一部のみがオンライン化されている場合(オンライン利用が可能な地域が限定されている場合等)は、オンライン化されている部分のみの件数を記入する。
オンライン化の停止状況	前回調査時点においてオンライン化しており、平成22年3月31日時点においてオンライン化を停止している場合には○印を付し、備考欄に停止した年月日を記入する。
オンライン化予定の有無	オンライン化未実施の手続のうち、22年度以降、オンライン化する予定があるものには○印を付す。
オンライン化停止予定の有無	オンライン化済み手続のうち、22年度以降、オンライン化を停止する予定があるものには○印を付す。
オンライン申請等件数	・21年度のオンラインによる年間申請等件数を記入。また、住民基本台帳ネットワークにより本人確認を行った件数はオンライン申請等件数に算入。 ・オンライン申請等1送信につき複数の申請等が含まれている場合がある手続のうち、送信回数しか計上できない手続については、その旨を備考欄に記載。 ・21年度中にオンライン化を停止した手続についても、オンライン化している期間に、オンラインにより受け付けた申請件数を記入する。
オンライン利用率	小数点以下3桁まで記入。(4桁目四捨五入)
備考	その他特記すべき事項について記入(行政手続のオンライン化について)。
電子署名の有無	申請・届出等の際、本人確認に電子署名を必要とする場合は○印、不要の場合は×印を付す。
公的個人認証サービスの対応状況	上記が○の場合、当該電子署名が公的個人認証サービスに対応している場合は○、対応していない場合は-を記入。
備考	その他特記すべき事項について記入(公的個人認証サービスの導入状況について)。

表4 独立行政法人等が扱う手続(申請・届出等手続以外の手続)

手続名	根拠法令、根拠規定	法令種別	手続類型	オンライン化実施方策の提示		独立行政法人等名	利用システム名	オンライン化状況				備考
				実施時期(年度)	提示内容			オンライン化実施年度	オンライン化の停止状況	オンライン化予定の有無	オンライン化停止予定の有無	
該当なし												
手続数合計	0											

<記入要領>

手続名	原則、行政手続オンライン化法第2条第7号及び第8号の「処分通知等」及び「縦覧等」に該当するもの。ただし、「申請等」及び当該「申請等」に対する「処分通知等」については、本表の「申請・届出等手続以外の手続」に含めない。
根拠法令、根拠規定	当該手続の根拠法令、該当条項を記入。
法令種別	「1」が法律、「2」が政令(勅令を含む。),「3」が府省令、「4」が告示を表す。
手続類型	「1」が不服申立てに係る手続、「2」が準司法手続、「3」が処分(申請等に対する処分を除く。),「4」が行政指導、「5」が縦覧等、「6」が行政機関等間の手続、「7」がその他を表す。
オンライン化実施方策の提示	各府省における、オンライン化実施方策の実施時期(年度)及びその提示内容について記入。
独立行政法人等名	該当する法人が複数ある場合は全て記載する。(多数の場合は欄外に別記する等でも可)
利用システム名	・手続の受付を行っているシステムの名称を記載。 ・同一手続を複数のシステムで受け付けているものについては、当該複数システムの名称を記載。 ・申請・届出等受付システムによらず、電子メールで受け付けている手続については、「電子メール」と記載。ただし、特定業務システム等を送信先に指定している場合には、当該システムの名称を括弧付きで併記する。
オンライン化実施年度	21年度までにオンライン化している手続の場合、オンライン化を実施した年度を記入。
オンライン化の停止状況	前回調査時点においてオンライン化しており、平成22年3月31日時点においてオンライン化を停止している場合には○印を付し、備考欄に停止した年月日を記入する。
オンライン化予定の有無	オンライン化未実施の手続のうち、22年度以降、オンライン化する予定があるものには○印を付す。
オンライン化停止予定の有無	オンライン化済み手続のうち、22年度以降、オンライン化を停止する予定があるものには○印を付す。
備考	その他特記すべき事項について記入。









表5 国の行政機関が扱う手続(各府省等共通手続)

新整理番号	手続名	手続種別	根拠法令、根拠規定				制度所管官庁における措置状況	利用システム名		手続の年間申請等件数		オンライン化状況					オンライン申請等件数		オンライン利用率(%) c/b×100	備考	公的個人認証サービス導入状況				
			条	項	号	附則		受付システム	処理システム	21年度 a	20年度	オンライン化 実施年度	オンライン化 済み手続の 年間申請等 件数 b	オンライン化 の停止状況	オンライン化 予定の有無	オンライン化 停止予定の 有無	21年度 c	20年度			電子署名の 有無	(左記が○ の場合)公 的個人認証 サービスの 対応状況	備考		
																			21年度	20年度					
90	証拠書類の提出(第56条:再審査請求に準用)	申請等	行政不服審査法	26			総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号)によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等の定めに従っており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。			0	0						0	0	0.000						
91	参考人の陳述等の申立て	申請等	行政不服審査法	27			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。			0	0						0	0	0.000						
92	参考人の陳述等の申立て(第48条:異議申立てに準用)	申請等	行政不服審査法	27			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。			0	0						0	0	0.000						
93	参考人の陳述等の申立て(第52条第2項:不作為についての審査請求に準用)	申請等	行政不服審査法	27			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。			0	0						0	0	0.000						
94	参考人の陳述等の申立て(第56条:再審査請求に準用)	申請等	行政不服審査法	27			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。			0	0						0	0	0.000						
95	参考人の陳述等の求め	以外	行政不服審査法	27			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。																		
96	参考人の陳述等の求め(第48条:異議申立てに準用)	以外	行政不服審査法	27			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。																		
97	参考人の陳述等の求め(第52条第2項:不作為についての審査請求に準用)	以外	行政不服審査法	27			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。																		
98	参考人の陳述等の求め(第56条:再審査請求に準用)	以外	行政不服審査法	27			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。																		
99	物件の提出の申立て	申請等	行政不服審査法	28			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。			0	0						0	0	0.000						
100	物件の提出の申立て(第48条:異議申立てに準用)	申請等	行政不服審査法	28			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。			0	0						0	0	0.000						
101	物件の提出の申立て(第52条第2項:不作為についての審査請求に準用)	申請等	行政不服審査法	28			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。			0	0						0	0	0.000						
102	物件の提出の申立て(第56条:再審査請求に準用)	申請等	行政不服審査法	28			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。			0	0						0	0	0.000						
103	物件の提出要求	以外	行政不服審査法	28			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。																		
104	物件の提出要求(第48条:異議申立てに準用)	以外	行政不服審査法	28			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。																		
105	物件の提出要求(第52条第2項:不作為についての審査請求に準用)	以外	行政不服審査法	28			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。																		
106	物件の提出要求(第56条:再審査請求に準用)	以外	行政不服審査法	28			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。																		
107	検証日時の通知	以外	行政不服審査法	29	2		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。																		
108	検証日時の通知(第48条:異議申立てに準用)	以外	行政不服審査法	29	2		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。																		
109	検証日時の通知(第52条第2項:不作為についての審査請求に準用)	以外	行政不服審査法	29	2		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。																		
110	検証日時の通知(第56条:再審査請求に準用)	以外	行政不服審査法	29	2		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。																		
111	検証の申立て	申請等	行政不服審査法	29	1		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。			0	0						0	0	0.000						

表5 国の行政機関が扱う手続(各府省等共通手続)

新整理番号	手続名	手続種別	根拠法令、根拠規定				制度所管官庁における措置状況	利用システム名		手続の年間申請等件数		オンライン化状況					オンライン申請等件数		オンライン利用率(%) c/b×100	備考	公的個人認証サービス導入状況		
												21年度	20年度	オンライン化実施年度	オンライン化済み手続の年間申請等件数	オンライン化の停止状況	オンライン化予定の有無	オンライン化停止予定の有無			21年度	20年度	電子署名の有無
			条	項	号	附則		受付システム	処理システム	a	b								c	備考			
112	検証の申立て(第48条:異議申立てに準用)	申請等	行政不服審査法	29	1		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。			0	0						0	0	0.000				
113	検証の申立て(第52条第2項:不作為についての審査請求に準用)	申請等	行政不服審査法	29	1		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。			0	0						0	0	0.000				
114	検証の申立て(第56条:再審査請求に準用)	申請等	行政不服審査法	29	1		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。			0	0						0	0	0.000				
115	審査請求人又は参加人の審尋の申立て	申請等	行政不服審査法	30			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。			0	0						0	0	0.000				
116	審査請求人又は参加人の審尋の申立て(第52条第2項:不作為についての審査請求に準用)	申請等	行政不服審査法	30			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。			0	0						0	0	0.000				
117	審査請求人又は参加人の審尋の申立て(第56条:再審査請求に準用)	申請等	行政不服審査法	30			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。			0	0						0	0	0.000				
118	閲覧日等の指定	以外	行政不服審査法	33	3		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。																
119	閲覧日等の指定(第52条第2項:不作為についての審査請求に準用)	以外	行政不服審査法	33	3		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。																
120	閲覧日等の指定(第56条:再審査請求に準用)	以外	行政不服審査法	33	3		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。																
121	処分庁からの書類その他の物件の閲覧	申請等	行政不服審査法	33	2		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。			0	0						0	0	0.000				
122	処分庁からの書類その他の物件の閲覧(第52条第2項:不作為についての審査請求に準用)	申請等	行政不服審査法	33	2		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。			0	0						0	0	0.000				
123	処分庁からの書類その他の物件の閲覧(第56条:再審査請求に準用)	申請等	行政不服審査法	33	2		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。			0	0						0	0	0.000				
124	処分庁からの書類その他の物件の閲覧の求め	申請等	行政不服審査法	33	2		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。			0	0						0	0	0.000				
125	処分庁からの書類その他の物件の閲覧の求め(第52条第2項:不作為についての審査請求に準用)	申請等	行政不服審査法	33	2		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。			0	0						0	0	0.000				
126	処分庁からの書類その他の物件の閲覧の求め(第56条:再審査請求に準用)	申請等	行政不服審査法	33	2		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。			0	0						0	0	0.000				
127	処分庁からの書類その他の物件の提出	以外	行政不服審査法	33	1		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。																
128	処分庁からの書類その他の物件の提出(第52条第2項:不作為についての審査請求に準用)	以外	行政不服審査法	33	1		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。																
129	処分庁からの書類その他の物件の提出(第56条:再審査請求に準用)	以外	行政不服審査法	33	1		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。																
130	執行停止の申立て	申請等	行政不服審査法	34	3		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。			0	0						0	0	0.000				
131	執行停止の申立て	申請等	行政不服審査法	34	2.3		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。			0	0						0	0	0.000				
132	執行停止の申立て(第56条:再審査請求に準用)	申請等	行政不服審査法	34	3		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。			0	0						0	0	0.000				
133	執行停止の申立て(第56条:再審査請求に準用)	申請等	行政不服審査法	34	2.3		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。			0	0						0	0	0.000				





























表7 重点手続<sup>(注)</sup>のうちオンライン利用に磁気媒体による提出を含めることとした手続

手続名	手続の年間申請等件数 a	磁気媒体を含まない		磁気媒体を含む		備考
		オンライン申請等件数 b	オンライン利用率(%) b/a×100	オンライン申請等件数 c	オンライン利用率(%) c/a×100	
<b>【財務省】</b>						
国税申告手続(所得税)						
国税申告手続(法人税)						
国税申告手続(消費税(個人))						
国税申告手続(消費税(法人))						
国税申告手続(酒税)						
国税申告手続(印紙税)						
不動産の使用料等の支払調書(及び同合計表)						
不動産等の譲受けの対価の支払調書(及び同合計表)						
不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書(及び同合計表)						
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書(及び同合計表)						
給与所得の源泉徴収票(及び同合計表)						
退職所得の源泉徴収票(及び同合計表)						
利子等の支払調書(及び同合計表)						
<b>【厚生労働省】</b>						
健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届						
健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届						
健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格取得届						
健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届						
健康保険・厚生年金保険賞与支払届、厚生年金保険(船員)賞与支払届						
厚生年金保険被保険者住所変更届、厚生年金保険(船員)被保険者住所変更届						
<b>【国土交通省】</b>						
自動車の新車新規登録等						
手続数合計	0	0		0		

<記入要領>

手続名	「オンライン利用拡大行動計画」において、重点手続として選定した71手続のうち、磁気媒体を含む申請等があるもの。
手続の年間申請等件数	平成21年度の件数とする。 また、住民基本台帳ネットワークの活用により本人確認が可能として、本人からの申請・届出等手続を省略した手続については、「手続の年間申請等件数」欄に住民基本台帳ネットワークからの情報提供を受けた件数と住民基本台帳ネットワークからの情報提供以外の方法により申請・届出等が行われた手続を合算した件数を記入。
【磁気媒体を含まない】 オンライン申請等件数	・21年度のオンラインによる年間申請等件数(窓口等でデータ形式により提出される申請等は対象外)を記入。 また、住民基本台帳ネットワークにより本人確認を行った件数はオンライン申請等件数に算入。 ・オンライン申請等1送信につき複数の申請等が含まれている場合がある手続のうち、送信回数しか計上できない手続については、その旨を備考欄に記載。
【磁気媒体を含まない】 オンライン利用率	小数点以下3桁まで記入。(4桁目四捨五入)
【磁気媒体を含む】 オンライン申請等件数	・21年度のオンラインによる年間申請等件数(窓口等でデータ形式により提出される申請等を加算する)を記入。 また、住民基本台帳ネットワークにより本人確認を行った件数はオンライン申請等件数に算入。 ・オンライン申請等1送信につき複数の申請等が含まれている場合がある手続のうち、送信回数しか計上できない手続については、その旨を備考欄に記載。
【磁気媒体を含む】 オンライン利用率	小数点以下3桁まで記入。(4桁目四捨五入)
備考	その他特記すべき事項について記入。

(注)「重点手続」とは、オンライン利用拡大行動計画(平成20年9月12日IT戦略本部決定)で選定した71手続を指す。